

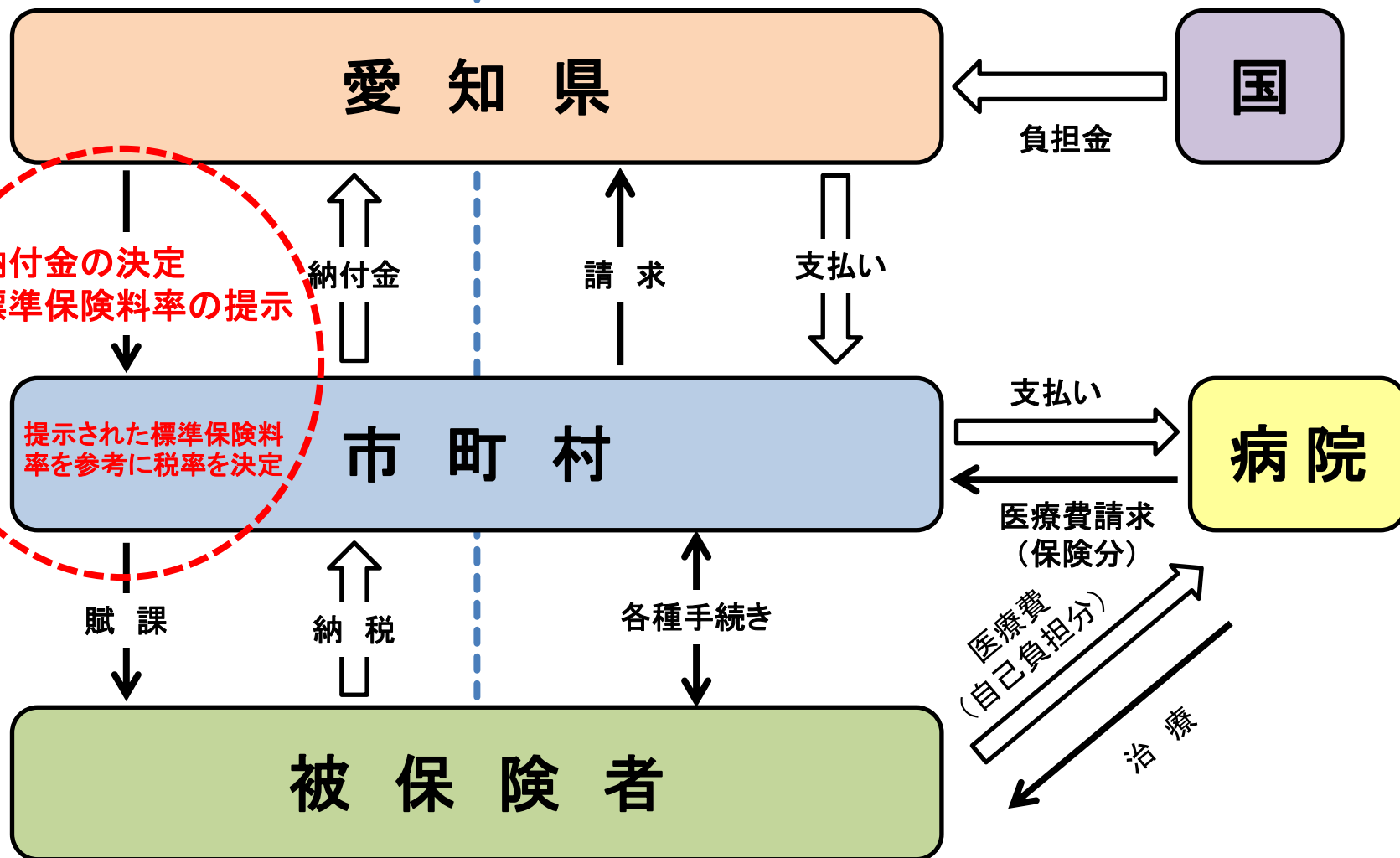
令和5年度 国民健康保険税の税率について

【R5.2.2 安城市国民健康保険運営協議会】

【県単位化後の国民健康保険制度】

【国保税】

【保険給付】



加入の手続き、保険証の発行、各種保健事業などは、今までどおり各市町村で実施

【算定における主な留意事項】

1 保険給付費の推計について

国の示した推計方法に必要な補正を行うことにより算出
過去2年間(実績値)の伸び率で推計

<県全体>

年度	保険給付費の総額	被保険者数	1人当たり保険給付費
R4	418,066,968千円	1,355,083人	308,518円
R5	410,247,870千円	1,292,775人	317,339円
比較	▲7,819,098千円 (▲1.87%)	▲62,308人 (▲4.60%)	+8,821円 (+2.86%)



公費等を加減算

年度	市町村納付金の総額	特記事項
R4(現行)	196,237,774千円	決算剰余金約84億円活用して減算
R5(本算定)	<u>204,260,995千円</u>	<u>決算剰余金活用なし</u>
比較	+8,023,221千円	

【県が示した本市の納付金（令和5年度本算定）】

（一般被保険者での算定・比較）

年度	納付金（一般分）	被保険者数	1人当たり納付金
R4	4,556,838千円	31,394人	145,150円
R5	4,774,302千円	30,370人	157,205円
比較	+217,464千円 （+4.77%）	▲1,024人 （▲3.26%）	+12,055円 （+8.31%）

【県が示した本市の標準保険料率（令和5年度本算定）】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	5.25%	2.71%	2.24%	10.2%
均等割	22,710円	11,362円	11,656円	45,728円
平等割	14,689円	7,349円	5,764円	27,802円

【税率の考え方】

- ・原則、県が示す**標準保険料率**を採用
- ・均等割と平等割は100円未満を切捨て **100円単位**

【令和5年度本算定 国民健康保険税(案)】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	5.25% (+0.37%)	2.71% (+0.36%)	2.24% (▲0.14%)	10.2% (+0.59%)
均等割	22,700円 (+1,900円)	11,300円 (+1,600円)	11,600円 (▲500円)	45,600円 (+3,000円)
平等割	14,600円 (+900円)	7,300円 (+900円)	5,700円 (▲300円)	27,600円 (+1,500円)

※ ()内は令和4年度(現行税率)との比較

【令和4年度 現行税率】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	4.88%	2.35%	2.38%	9.61%
均等割	20,800円	9,700円	12,100円	42,600円
平等割	13,700円	6,400円	6,000円	26,100円

【令和5年度本算定における 1人当たり平均課税額の比較(年額) 試算】

項目	R4税率(現行)	R5税率(案)
1人当たり課税額	93,926円	100,983円
現行との比較	±0%	+7.51% (+7,057円)

【課税額上昇の要因】

- ①1人当たり保険給付費(医療費)は、上昇し続けている。
- ②団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行しており、
拠出金となる後期高齢者支援金分が大幅に増加した。
- ③県決算剰余金の活用がなかった(できなかった)。

【納付金・標準保険料率算定スケジュール】

